

平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日  
2 1 0 会 議 室

平成 2 3 年第 2 0 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成23年第20回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成23年10月27日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時38分

2 場 所 210会議室

3 出席委員 中 村 祐 治 田 中 健 一  
古 岡 邦 人 平 山 いづみ  
澤 利 夫

署名委員 田 中 健 一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	澤 利夫	教育部長	近藤 忠信
教育総務課長	小林 健司	学務課長	小林美佐子
指導課長	並木 浩子	生涯学習推進センター長	早川 律康
スポーツ振興課長	五十嵐敏行		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第30号 教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第31号 立川市文化財保護審議会委員（第18期）の選任について
- (3) 議案第32号 立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第33号 立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第34号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

- (1) 立川市学習等供用施設の指定管理者について
- (2) 学校規模適正化について（自由協議）

### 3 報告

- (1) 9月議会報告について
- (2) 三学期制試行について
- (3) 平成23年度教育委員会事業後援（上期）の概要報告について

### 4 その他

## 平成23年第20回立川市教育委員会定例会議事日程

平成23年10月27日

210 会議室

### 1 議案

- (1) 議案第30号 教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第31号 立川市文化財保護審議会委員（第18期）の選任について
- (3) 議案第32号 立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第33号 立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第34号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

- (1) 立川市学習等供用施設の指定管理者について
- (2) 学校規模適正化について（自由協議）

### 3 報告

- (1) 9月議会報告について
- (2) 三学期制試行について
- (3) 平成23年度教育委員会事業後援（上期）の概要報告について

### 4 その他

---

◎開会の辞

○中村委員長 ただいまから、平成23年第20回立川市教育委員会定例会を開催いたします。  
議事に入る前にご報告申し上げます。宮田由香委員が8月31日に辞職されました。後任に、  
10月21日に市議会の同意を得まして、本日、市長から、平山いづみさんが任命されました。  
平山さんの任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定によりま  
して、任期は前任者の残任期間とするとありますので、本日10月27日から12月24日まで  
でございます。

続きまして、座席につきましては、立川市教育委員会会議規則第5条の規定によりまして、  
委員長が議席を指定することになっておりますので、現在皆様が座っていらっしゃいます場  
所に決めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 では、このように座席を決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお  
願い申し上げます。

まず、署名委員でございますが、署名委員に田中委員、お願いできますか。

○田中委員 はい。承知しました。

○中村委員長 よろしくお願いいたします。

本日は、議案5件、協議2件、報告3件、その他は、議事進行過程で確認させていただき  
たいと思います。

まず、事務局の出席者の確認をお願いいたします。近藤教育部長、お願いいたします。

○近藤教育部長 本日の事務局の出席者でございますが、私、教育部長近藤のほか、小林教育  
総務課長、小林学務課長、並木指導課長、早川生涯学習推進センター長、そして五十嵐スポ  
ーツ振興課長です。よろしくお願いいたします。

○中村委員長 よろしくお願いいたします。

議案第30号の議事に入る前に、議事進行について、お諮りいたします。

議案第30号、議案第32号及び議案第33号に関しましては、3議案ともスポーツ基本法の  
施行に伴う規則改正案でございますので、3議案を一括して議事を進めてよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしということでございますので、議案第30号、議案第32号及び議案第  
33号は、一括して議事を進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

---

◎議 案

(1) 議案第30号 教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

(3) 議案第32号 立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規  
則について

#### (4) 議案第33号 立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について

○中村委員長 それでは、議案第30号、教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、議案第32号、立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第33号、立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について、の提案をお願いしたいと思います。澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 今、委員長からお話がありました3議案につきましては、本年8月24日にスポーツ基本法が施行されまして、昭和36年に制定されたスポーツ振興法からスポーツ基本法に変わったという、50年を経過して諸制度も変わってきたということで、それに伴いまして、教育委員会の規則、条例等につきまして改正がございましたので、詳細については教育総務課長及びスポーツ振興課長から説明をさせます。

○中村委員長 それでははじめに、議案第30号、教育委員会処務規則の一部を改正する規則についての詳細提案をお願いいたします。小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第30号、教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、今ご説明がございましたように、平成23年6月24日に公布されましたスポーツ基本法の施行に伴いまして、立川市教育委員会処務規則の一部について所要の変更を行うものでございます。

資料をご覧ください。

変更内容は、(事務分掌)第4条(1)、これまでの「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」とすること。及び同条(7)「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」と変更することでございます。

なお、本議案と、この後提案させていただきます第32号、立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について及び第33号、立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則については、いずれも6月の法改正と8月の法施行を受けまして、立川市9月議会において、立川市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例が可決されておりますので、これに伴いまして、本日、教育委員会議案として規則改正を提案するものでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。議案第30号についての詳細説明と、3つの扱いについての趣旨をご説明いただきました。

続きまして、議案第32号、立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第33号、立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について、詳細提案をお願いしたいと思います。五十嵐スポーツ振興課長、お願いいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 議案第32号、立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

理由につきましては、議案第30号と同じ内容でございます。

資料の新旧対照表をご覧ください。

改正前の「立川市スポーツ振興審議会条例施行規則」を、改正後は「立川市スポーツ推進審議会条例施行規則」に、第1条の「立川市スポーツ振興審議会条例」を、「立川市スポーツ推進審議会条例」に、第2条の「条例第1条に規定する審議会の」及び「の選出区分」を、「条例第2条に規定する」に改め、また、第5条の「別表第1」を「別表」に改正するものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

続きまして議案第33号について、ご説明申し上げます。

これにつきましても新旧対照表をご覧ください。

改正前の「立川市体育指導委員規則」を、改正後は「立川市スポーツ推進委員規則」に、第1条の「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条」及び「立川市体育指導委員」を、「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項」及び「立川市スポーツ推進委員」に、第2条第1項の「振興」を「推進」に、また、第2条第1項第5号の「振興」を「推進」に改め、第7条の「別表第1」を「別表」に改正するものでございます。

以上です。

○中村委員長 それでは、議案第30号、議案第32号及び議案第33号の提案について、一括で質問とかご意見がございましたらお願いしたいと思います。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 質問、ご意見がないということでございますので、議案第30号、議案第32号及び議案第33号についての質疑を終了いたします。

まず議案第30号、教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第30号、教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

続きまして、議案第32号、立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第32号、立川市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

議案第33号、立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

提案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第33号、立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

それでは、議案第30号、議案第32号、議案第33号についての事務手続きをよろしくお願

いしたいと思えます。

それでは、議案第 30 号、議案第 32 号、議案第 33 号をすべて終了いたします。

---

◎議 案

(2) 議案第 31 号 立川市文化財保護審議会委員 (第 18 期) の選任について

○中村委員長 それでは、議案第 31 号、立川市文化財保護審議会委員 (第 18 期) の選任について、を議題といたしますので、事務局より提案説明をお願いいたします。

澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 議案第 31 号でございますが、文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、11 月 1 日から 2 年間の任期であります。第 18 期の文化財保護審議会を立ち上げる議案でございます。

詳細については、早川生涯学習推進センター長から説明させます。

○中村委員長 早川生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○早川生涯学習推進センター長 ただいまご提案させていただきました立川市文化財保護審議会委員 (第 18 期) の選任について、お願いするものであります。

第 17 期の審議会委員は平成 23 年 10 月 31 日をもって任期満了となることから、立川市文化財保護条例第 17 条の規定に基づきまして、第 18 期立川市文化財保護審議会委員の選任について議案としてお願いするものでございます。

今申し上げました任期でございますが、平成 23 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までございまして、選任の候補者につきましては、別紙、候補者名簿 7 名であります。また、既に候補者から承諾書をいただいているところでございます。人数については 7 名の選任をお願いするものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○中村委員長 ありがとうございます。今、提案説明にございましたとおり、本案件は、第 17 期の委員の任期満了に伴います第 18 期の立川市文化財保護審議会委員候補者名簿にあります 7 名の方の選任案件でございます。提案について、質問や意見がありましたらお願いしたいと思います。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 質問、意見がないようでございます。ここで議案第 31 号についての質疑を終了いたします。

それでは、議案第 31 号、立川市文化財保護審議会委員 (第 18 期) の選任について、お諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 では、異議なしと認めまして、議案第 31 号、立川市文化財保護審議会委員 (第 18 期) の選任について、は承認されました。先ほどご説明がありました任期は 2 年でござい



ますので、7名の選任事務についてはよろしくお願い申し上げます。

議案第31号、立川市文化財保護審議会委員（第18期）の選任について、を終了します。

---

## ◎議 案

### （5）議案第34号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

○中村委員長 続きまして、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたしますので、事務局より提案説明をお願いいたします。

澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 本議案につきましては、別表第1の財団法人日本体育協会が公益財団法人に移行したことに伴いまして、規則の改正をするものでございます。

詳細は、スポーツ振興課長からさせます。

○中村委員長 五十嵐スポーツ振興課長、お願いいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 議案第34号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本議案は、財団法人日本体育協会が公益財団法人日本体育協会に名称変更されたこと及び一部条文の整理による改正をするものでございます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

条例施行規則別表第1、備考第3号の「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」に改正し、他の改正につきましては条文の整理による改正を行うものでございます。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。提案について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。提案説明にもありましたけれども、公益財団法人化に伴う改正案件でございしますが、何かございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 では、質問、ご意見がなければ、議案第34号についての質疑を終了いたしまして、議案第34号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第34号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。事務手続きについては、よろしくお願いいたします。

議案第34号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、は終了いたします。

---

## ◎協 議

### (1) 立川市学習等供用施設の指定管理者について

○中村委員長 続きまして協議に入っていきたいと思います。

協議 (1) 立川市学習等供用施設の指定管理者について、を協議いたしますので、提案をお願いいたします。早川生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○早川生涯学習推進センター長 それではご協議をお願いいたします。

お手元に立川市学習等供用施設の指定管理者について、という資料をご用意させていただきました。

立川市学習等供用施設につきましては、平成 18 年 9 月から指定管理者を導入しての運営を行うことに基づきまして、指定管理者制度の継続、それから、管理運営の事業者は特命で進めていくということを大きな主眼としてこの提案書を出させていただきました。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。経過も含めまして述べさせていただきます。

1 番には、「学習等供用施設への指定管理者導入」ということで要点だけ申し上げますが、昭和 58 年設置の滝ノ上会館をはじめとして、平成 12 年設置の上砂会館まで市内に 11 館を設置いたしました。平成 18 年 9 月から指定管理者制度を導入して、平成 21 年 4 月から引き続き 3 年間、指定管理者として更新してきたところでございます。

2 番、「指定管理者による学習等供用施設の運営の状況」であります。指定管理者制度導入前の平成 17 年度から比較いたしますと、順調に件数・人数も増加しているところでございます。

(2) には、経費として表記させていただきました。平成 18 年度に導入してから、徐々にではありますが増額しております。これは指定管理料のうち管理人手当、いわゆる人件費が 80~85%を占めている中であって、都の最低賃金の確保、最低賃金の引き上げに伴うものの増加であります。加えまして、平成 21 年度から、各館の柔軟な管理運営を高めていくため、市で補っていた消耗品を管理料の中に加え、柔軟な運営を図るとしたことから、指定管理料の微増があらわれています。

(3) には、学習等供用施設の職員体制が書いてあります。現在では会館の窓口対応をする職員として管理人を 3 名ないし 4 名程度雇用し、交代制で勤務をしております。

(4) では、管理運営委員会の開催であります。管理運営委員会は、定例的に月 1 回以上開催して、各種事業の運営方法や会館運営についての検討を行っているところでございます。

3 番で、「平成 22 年度の運営状況の検証」でございます。

(1) に、地域コミュニティ事業の実施。重点事業としての「会館まつり」等をはじめとした事業の実施のほか、会館広報を趣向を凝らして年 3 回ないし 4 回程度作成して、情報提供のため配布を行っているところであります。また、地域性を生かしたコンサートや講座、講演会の実施の他、防災訓練なども行っているのが特徴でございます。

(2) は、施設管理・利用貸出業務でございます。清掃や空調保守など、委託契約は市の管理業務として主管課が行っておりますが、日常の清掃や簡易な修理などは指定管理者が適切に行っております。

(3) 施設使用料の収納・管理でございます。施設使用料の収納につきましては、私人委託というルールがありまして、その業務で行っており、適切に行われているということでございます。

(4) は、利用者懇談会等の実施でございます。会館の利用について、利用者からの率直な意見を聞くため、利用者懇談会を実施して意見を取り入れ、広報紙などにその内容を掲載していることを行っております。

4番で、「平成22年度の学習等供用施設指定管理者運営状況の評価」でございます。

1つ目に、地域住民により適切な管理・運営が行われております。2つ目として、11館いづれも会館まつりなどの行事を通じて、管理運営委員会が中心となって、地域のための施設として、地域及び地域住民との連携を取りながら生涯学習及びコミュニティの振興が図られております。3つ目としては、平成23年8月に行われました公の施設指定管理者評価委員会においても、仕様書等に定められた水準に達しているとするA評価を得ているというのが平成22年度の評価であります。

5番は、当該年度でございますが、「平成23年度の学習等供用施設指定管理者の事業計画予定」は、(1)から(4)までを実施しているところでございます。

6番ですが、今日の提案のお願いのところでございます。「学習等供用施設の指定管理者制度の継続」であります。継続の理由といたしましては、平成18年9月から指定管理者として、管理運営委員会による円滑な施設の管理運営が行われております。2つ目としては、評価委員会においても一定の評価をされております。そういった状況がありますので、継続して管理運営委員会に今後3年間に渡り指定管理者として運営を任せたいというのが一つ継続のお願いであります。

二つ目に大きな狙いは、「特命理由」でございます。

1つ目には、管理運営委員会が会館の管理・運営を主体的に担っており、さらに生涯学習や地域コミュニティの振興に深く寄与してきました。2つ目に、学習等供用施設を地域の大切な財産としての意識を持った管理・運営がされており、自主的な事業により地域コミュニティの活性化が図られております。3つ目は、独自の事業を展開することや、会館だよりの発行などにより利用者の拡大に努めてきました。4つ目として、生涯学習及び地域コミュニティの振興を図ることができるとともに、利用者の拡大がさらに見込まれるということでございます。最後に5つ目の要件として、立川市学習等供用施設条例第13条では、指定管理を行わせるものとして、「地域の住民団体であって（教育）委員会が指定するもの」と限定しているという要件がございます。以上のことから、特命でお願いをしたいということになります。

なお、今後の指定管理者についての更新手続き等に関するスケジュールは、8番に記載させていただいたとおり、この教育委員会での協議を経まして、11月17日の指定管理者審査会、11月24日の教育委員会での議決、12月の12月議会で指定管理者の議決をいただき、1月以降、指定管理者との協議、協定書の締結、それを終えた後、4月1日から指定管理開始

というスケジュールで進めていきたいと考えております。

以上が、立川市学習等供用施設の指定管理者についての協議のお願いでございます。

○中村委員長 説明ありがとうございました。それでは、1から5については質問ということになるのでしょうか。6から7に関してはご意見、8についても質問あるいはご意見も含むかもしれません。質問とかご意見がありましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

○田中委員 3ページをご覧ください。早川生涯学習推進センター長から説明がありましたが、特に検討していただきたいということで6番の学習等供用施設の指定管理者制度の継続と、併せて7番の特命理由です。

特に6番の学習等供用施設の指定管理者制度の継続、これについてはここでも示され、また、先ほど説明がありましたように管理運営委員会による円滑な施設の管理運営が行われているということが一つ、あと、利用率に差異はあるものの、利用者が増加していると。3つ目が、評価委員会においても一定の評価を得ていると。そういうことの中で、今後3年間に渡って指定管理者として運営を任せたいと。これについては、私はこの方向で進めていただきたいと思っています。

あと、7番の特命についても先ほど説明がございましたけれども、この方向でよいと思います。ただ、それなりに実績をきちんと示していること。さらに、立川市学習等供用施設条例第13条に基づいて指定管理をしているわけですが、その中で地域の住民団体であって（教育）委員会が指定するものと、こうして限定して行われている。非常に適切に進められているなどと思います。そういうことから、学習等供用施設の指定管理者は特命で各館運営委員会が主体で、この方向で是非進めていただきたいと思います。

○中村委員長 ほかがございますか。古岡委員、お願いいたします。

○古岡委員 会館だよりにパンフレットの利用ということも報告されておりますが、「広報たちかわ」や「たち」は市民によく読まれておまして、秘書広報課との連携が緊密に行われることを希望します。

○中村委員長 6番、7番の方向性については特にご意見ございませんか、ほかございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 質問あるいは方向性についてのご意見、どちらかと言うと賛成の、認めるご意見でしたけれども、なければここで終了いたしまして、方向性について確認していきたいと思えます。特に6番、7番について、8番も若干含むということでございますが、提案いただきました6番、学習等供用施設の指定管理者制度の継続、3年間ですね、それから特命理由について、各管理運営委員会にしたいということ、及び更新スケジュールについて、この方向性で進めていってよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 それでは立川市学習等供用施設の指定管理者についてはこの提案のとおりの方  
向性ということでございますので、協議（1）立川市学習等供用施設の指定管理者について、

を終了いたします。

---

## ◎協 議

### (2) 学校規模適正化について(自由協議)

○中村委員長 続きまして、自由協議でございます。学校規模適正化についての自由協議をこれから進めていきたいと思っております。今まで自由協議してきたテーマは、幼保小の連携あるいは小中一貫教育とか、生涯学習スポーツ部門の市長部局への移管に続いた協議でございます。自由協議でございますので、協議の進行については、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

本日の自由協議の学校規模適正化につきましては、前回の第22回定例会で引き続いて協議を予定しております。その後も引き続いて自由協議あるいは協議という形で継続させていきたいと思っております。

本日の自由協議は、前回、第19回定例会後に開催されました横浜国立大学の高木秀明教授を講師にした研修会での教育指導理論に関する発散的な感想を述べていただいて、先ほど説明した第22回の定例会の協議に続けていきたいと思っておりますので、皆様、自由な発言をお願いしたいと思います。

まず、澤教育長、口火を切っていただけますか。お願いいたします。

○澤教育長 今回自由協議ということですが、学校規模適正化を考えると、実は平成8年に既に立川市の場合は学校規模適正化の審議会をつくって、実質的な学校規模をどうするかという議論はしてきたわけです。その方針に基づいて、平成12年には一定の学校規模適正化実施方針ができて、ご存知ですけれども新生小学校の誕生を見たという経過があるわけです。

では、平成8年の議論はどういうことであったのかということも含めると、当時としては、児童の情操教育あるいは子ども間の交流の面から問題があるのではないかとということとか、あるいは人口増で校舎の規模が増大している現状をどう考える、その辺の視点からも議論があったわけですが、今回の研修会の元々の発端は、もちろんそういう外見的な問題もさることながら、子どもの内面と言いましょか、教育的な視点から、どういうふう考えたらいいかということ、新たな視点と言いますか、本来はそこが最初の、本当の視点でしょうけれども、その辺をしっかり勉強していこうというのが高木先生のお話だったと思っております。

当日の資料を見てもお分かりのとおり、メリットは逆を返せばデメリット、デメリットは逆を返せばメリットという、どちらをとるかというか、どちらに重きを置くかによって視点が180度変わってしまうという、ある意味では極めて慎重な議論をしていかなければいけないような状況であったと思っております。

いずれにしても平成8年からもう15年経過して、もう一度教育学的というか教育の原点に立って学校規模をどう見るかということを考えていかなければいけない、そういう状況にあるのかと思っております。その間に35人学級とかいろいろな学級編制そのものが変わってきていて、当時からは状況が変化していることは確かでありまして、あとは学校の置かれている状況も、

前の状況と今の状況は少し違うかもしれません。

当日、小規模の学校長に来ていただいて、意見もありましたけれども、これはもう少し意見聴取をきちっとしていかなければいけないでしょうし、自分たちの子どもの幸せな未来を考えたときに何がいいのかということ、教育委員会として地域住民の方にしっかり提示できるような議論をしていかなければいけないと思ったのが感想でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。今までは感想でございましたけれども、平成8年あるいは平成12年の経過を踏まえながら、当時の状況とは違うので、改めて教育の原点あるいは子どもが将来生きるためにはどういうふうな教育を進めていったらいいかという原点で、もう一回見直さなければいけないという趣旨の発言がございました。

ほかにございましたら、自由に発言していただきたいと思います。古岡委員。

○古岡委員 先日の横浜国立大学の高木秀明教授の講演を受けまして、大山小学校の駒井校長と話したのですが、問題なのは学校規模に直結します生徒のご家庭ですね。こういった背景にありますものをよく認識することが必要だと思います。我々医師がかかりつけ医として患者さんを診ているときに、患者さんのパーソナルヒストリーといひまして、今までの歴史といひますか、既往歴とかそういったもの、また、ご家庭の環境とか事情とか、そういったことをよく知るといひことは必要だと思いますし、大山小学校といひ第八中学校といひ、ふだん児童生徒数が少ないといひことはそれほど問題ではありませんので、そういった学校と生徒が認識し合って理解し合うことが必要だと思います。

○中村委員長 田中委員。

○田中委員 幾つか感想がありますが、1つは研究論文内容の感想です。あの中で結論としては小規模校と大規模校、これを比較検討して、それぞれメリット、デメリットがあるわけですね。それを通して私としては出てきたメリットなりデメリット、これについては想定内であったと、そういう感想を持っています。それは何故かと言うと、立川の小中学校、教育委員訪問等を通して、それを私なりに確認して、それで前回はそれぞれ論文と照らし合わせて、ああ、そうだなと実感を持ちました。

例えば須田論文、その中で学校規模別に見た日常教育活動の実際、あるいは藤井論文の中で出てくる学校学級規模で児童生徒の学校生活に与える影響、葉養論文の中で出てくる教育条件整理に関する総合的な研究、これら3本の論文の説明報告があったわけですが、いずれにしても小規模校、ここでは小学校は10学級以下が小規模校、中学校は6学級以下が小規模校、大規模校については小学校24学級以上、中学校12学級以上とありました。それぞれメリット、デメリットが示されていましたが、これについても私どもとしてはある程度想定内のメリット、デメリットだったと、そういう感想を持っています。

そのほかに、須田論文の中で教員の肯定的評価が出ていましたね。それはどういうことかと言うと、先生は私の良い所を見ているか、これが教師への肯定的評価ですね。それについては大規模校から小規模校に移るほど得点が高いと、そういう評価が出ていますし、あと、自校の肯定感、これは中規模校の得点が高い。このアンケートは、私自身、要因は一

体何なんだろうとずっと考えた場合に、教師の資質、能力、指導力、あるいは人間観、教師と児童の人間関係、これも背景にあるので、もう少しそのあたりを突っ込んで須田論文を深めていただきたいと、そんな印象を持っておりました。

藤井論文の中では、小中学校の教員を対象とした調査内容が報告されていたわけですが、その中で児童生徒の学校生活順調度、例えば学級集団としてのまとまりはどうか、それが出ていたわけですが、小中学校とも大規模校よりは小規模校のほうが得点が高い。

あと、教員の生徒指導順調度、これは子ども同士の間関係に常にしっかり目が行き届いているのかどうかと、これが教師の生徒指導順調度ということで紹介されていましたが、これについても同様でした。つまり小中学校とも大規模校よりは小規模校のほうが得点が高いと。これも立川市内の教育委員の学校訪問を通して、想定内の調査結果であるなど受け止めています。

注目したいと思うのは葉養論文、この中で学校規模が学習指導や生徒指導等に与える影響に関わる現地調査。対象地区と対象校、これは山形と鹿児島ですね。それぞれ小学校が10校、中学校は7校。対象者が校長及び学年主任、その調査をした報告がされていました。結果としては、学校規模と学力の間には関係ないと報告されていました。2つ目にはクラス替えてできる複数学級、設置のほうがよく、中学校では全校で校内研究に取り組むことができる学校規模が必要であるとのことでした。これらも想定内の調査結果であったと私、そう思っております。

今後、学校の適正規模、これについては大規模校あるいは小規模校に関わらず学校の規模に合わせて、校務分掌あるいは指導法の改善、あるいは子どもの学力の定着、向上、そういうのを目指してどう取り組んでいくか、そのあたりをもう少し突っ込んだ調査結果がほしかったと、そんな印象を持っています。

○中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 今回の田中委員のおっしゃる想定内という話をうけるかどうかですが、当日私は質問を差し上げたのですが、こういう教育学の中でも二通りの立場があって、一つ立場といっても、もう一つの立場は、今までデメリットと言われていたことは、実はこれは俗説なんだという、和光大の先生ですかそういうことを言っている方がいらっちゃって、それでは俗説なのか定説なのかよく分かりませんが、その辺のところは具体的にどうなのかということ私としてはもう少し知りたいといいたいまいしょうか、本当にデメリット論が俗説であれば、俗説ということは証明されていないという意味合いでしょうから、それがこういう研究論文の中で位置付けが私が見えてきた部分もあったわけですが、ただ、その俗説論に対して、どういうふうに見解をとるかというのは、もう少し勉強しなければと思いました。

○中村委員長 私からも感想を述べさせていただきますが、デメリットがメリットになり、メリットがデメリットになるということは当たり前といえば当たり前ですが、ただ、そのところをきちんと我々が教育的に検証していかなければいけないというのは、我々今後検討していきたいと思っておりますが、私が非常に気になって浮き彫りになってきたのは、あ

の感想の中に一つ立川という視点をどう入れていくかですね。特に立川の場合、29校が校内研究をきちんとやっていますので、その点でデメリット、メリットがきちんと浮き彫りになってきた点の一つあったと思います。

もう一つは、立川の場合、各学校は地域に根付いた教育をやっているし、これから小中一貫教育とか、あるいは幼・保・小を含めた教育を進めていく場合に、メリット、デメリットがどう変化していくかということについても今後検討していかなければいけないと思いますが、その中で特に気が付いた感想は、単学級の影響というのは非常に大きいと思ったわけですね。例えば、学習面と言うならば、児童生徒がお互いに切磋琢磨して学習成果を得る機会について、小規模校はどちらかというところ切磋琢磨する機会が少ないけれど、大、中規模校については切磋琢磨して一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすいという研究があったとか、あるいは単学級の場合の相互啓発に関する影響に対しても、小規模校では、特に単学級について言えると思いますが、学級間相互の啓発がなされにくいとか、それから、児童生徒あるいは教員数別での学習指導形態の影響、特に習熟度を含む場合、学級数が少なくなると非常にきつくなるとか、あるいは生活面については、特に単学級の場合、クラス替えの影響ということについて、クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定しやすいというデメリットが小規模校、特に単学級ではあるのではないかとか、あるいはお互いに切磋琢磨する機会がなくなるのではないかとかがあったと思います。

それから立川の場合、特に気が付いたのは、お互いに授業研究をかなり進めながら指導力の向上をどの学校も進めています。そうしたときに、小学校の場合、2学級、3学級あるところが同じ学習指導案で研究して、例えば授業の流れをどうしたらいいとか、教材をどういうふうに使ったらいいかということはお互いに学年同士で話し合っているところはやはり我々が見ていい授業ができていますね。ところが単学級の場合、お互いに切磋琢磨する機会がないので、そのところは、言葉は悪いけれど、多少独りよがりの授業になってしまっているという、これはあくまでも感想です。

ただ、その感想を、先ほど教育長が言われたとおり、デメリットは俗説だということに関して、きちんと客観的に我々が何かの形で証明していかなければいけないという感想を持ちましたけれども、少し本題からずれるかもしれませんが澤教育長に伺いたいのですが、単学級が生じる背景とか原因というのはございますか。

○澤教育長 一般論で言えば当然人口が少なくなって、過疎と言われているところは当然単学級になってきます。もう一つは、立川のように、例えば団地があつて、それが一気に減少になった、これも一つの過疎的な現象としてなってしまうというケースと、もう一つは、最近どちらかというところ学校選択と言いますか、一部、距離選択等認めていますから、そういう関係でいわゆる出のほうが多くなって入ってこない、そういうことでの単学級も最近出てきています。その辺のことも、先ほど3・11という話もありましたが、選択制のところまで及ぶのかどうかあれですけど、特に小学校の場合、今は距離だけでなく認めていますね。中学校は距離、部活等々での選択です。そういう意味で小学校段階ですとそういう選択の影



響も、もしかすると可能性があると思います。

○中村委員長 いずれにしてもそこも付随した問題として今後、そこは調査していく必要はあるんでしょうね。

古岡委員。

○古岡委員 今おっしゃられたのを聞いていますと、個々の担任の先生のお考えによるところが大きいですね。生徒さんもさることながら、先生がものをどう考えているかというのが一番大きいですね。ですからパネルディスカッションと言いますか、校長先生とかに司会者を決めまして、先生同士がどういうふうを考えているかということをお互いブレインストーミングでいろいろ言いたいことを出していただいて、それで今おっしゃられたようなことをまとめていく。確かに講演のようになりますとやはり想定内というか、当たり前じゃないかみたいなことになってしまいますので、現状に即したことを先生同士がお互いに話していただくパネルディスカッションの形がいいと思います。

○澤教育長 今回のパネルディスカッションの話、もし今後そういう方針をつくらなければ、そういうことにしなければいけないと思いますが、当面は教育委員が学校訪問改革をして、完全にテーマをもって学校訪問もしていますし、今後も小規模校、何校か正式な訪問が予定されていますから、当然テーマはそういうテーマで設定されていますので、その辺は校長先生だけではなくて、いろいろなレベルからの先生の幅広い、ご苦労の話も聞けるかと思えますし、そういう意味では、この教育委員会の調査能力と言いましょか、しっかりしていかなければならないと思っています。

○中村委員長 先ほど田中委員から想定内であったということに関して、そこは客観的に方法論については幾つか出ましたけれど、現場の校長先生、先生方あるいは保護者の皆様からご意見を聞きながら、ある意味でボトムアップ的に理論化するというのも大学研究と並行しながらやっていかなければいけないことだと思っていますが、いずれにしても今後どうするかということについては、進め方の方向性については次々回あたりの協議で進めていきたいと思っています。

それから今、澤教育長からありましたけれど、ついでの発言ですけれども、学校訪問に関しても今までテーマを持たないで学校訪問をしていたのが、今年度からテーマを持って学校訪問した結果、いろいろな今まで見えなかった点が見えてきたと思います。ですから学校規模適正化についても、幾つか学校をテーマを持って訪問いたしました。今後も11月頃からですか、そういう意味で学校訪問をして、きちんと客観的な資料を集めていきたいと思っています。

学校規模適正化以外にも小中一貫についてというテーマとか、生活指導、生徒指導あるいは学力の問題についてのいろいろなテーマを持って学校訪問するようになって、かなり我々も客観的な目で教育が見られるようになったという点を、この問題と並行しながら少し発言させていただきました。

ほかにございますか。田中委員。

○田中委員 2つ目に、講師の講話内容についての感想ですが、講師の高木秀明先生から、学

校規模適正化について3人の研究者の論文の報告と、あと、山口県を含めた3つの学校、教育委員会、その報告があったわけですが、いずれも教育的な見地から子どもにとって最適な学習環境づくり、それについていろいろお話があったんですね。その上で学校の規模適正化について、どう進めたらいいかと、そういうことが今後問題になるわけですが、その中で葉養論文に出てくる学習面、生活面、あるいは学校運営、その他PTA関係とか地域関係もそうですね、そういうことがこの中でメリット、デメリット、小規模校、大規模校とありましたけれども、立川の場合、非常にそういう点で学習面、生活面あるいは学校運営面、これらについてご承知のように学校教育サポートとの連携がありますね。あと、学校学級特別支援員の活用、スクールカウンセラー、ハートフルフレンド、こういう施策をしっかりと支援体制としてやっているわけですから、かなりこのあたりでもデメリットということは変わってくるだろうと思います。それをしっかりと客観的に吸収してどうなのかと、そういう客観視を基にした議論をしていく必要はあるのではないかと思います。

○中村委員長 それについては次々回あたりで述べていただければと思います。

澤教育長。

○澤教育長 今に関連してですが、メリット、デメリットの話で、例えばメリット側を主張する人にとってみれば、一人ひとりに目が届きやすくきめ細かな指導ができていいのではないかと、もう一つの方では、いや、それでは切磋琢磨できないから駄目なのではないか、先生たちの負担といいたいまいしょうか非常に重たい部分も出てくると思います。

だからメリット、デメリットを並列的に並べると何対1でどっちなのという話ではなくて、もしかするとメリットの中でも、デメリットの中でも重きをどこに置くかというその辺の議論をやらないと、どっちを取るかによってこっちのほうが大きくなってしまふ。その辺をどういうふうに表示したらいいかと思えますけれど、どこに重きを置くかというか、どれが本当に子どもの幸せなのかというところの部分をもう少し議論していかないと、先ほど田中委員がおっしゃったように、ある程度メリット、デメリット、分かっている部分があるわけですが、では分かっているけれどそれはどっちが重たいの、どっちが重いかではないでしょうけれど、でもどこかでその話をつけていかないと、いつまでも平行線になってしまうところがあるかなと思います。

○中村委員長 田中委員。

○田中委員 澤教育長がおっしゃっていたどういうところにシフトしていくかということで、澤教育長が常々おっしゃっている子どもの幸せのためにどうすべきかということ。その視点をしっかりとっていった場合に、今回参加している小中学校の校長の意見が小規模校関係でそれぞれ出ましたね。特に小学校の場合、小中一貫教育が推進しにくいと。教職員の連携が非常に難しい。したがって子どもとの人間関係もあまりうまくいかない。それらの実態が出てきていましたし、あと、小規模校では若手教員の育成が難しいとおっしゃっていました。要するに隣の学級のベテラン教員の授業を観たりする機会がないので、そういうものを通し

て子ども同士の切磋琢磨も少ない。そういうのを考えた場合に、子どもにとって何が一番大事であるのか。我々がメリット、デメリットを云々する前に、きちんと中心軸を押さえて今後検討していきたい、そう考えます。

○中村委員長 平山委員、何かございましたらお願いします。

○平山委員 保護者の立場からしますと、特に学級数に関しましては、毎年4月になりますと緊張を保護者の方もします。そこでまたクラス替えを行うことによって子どもたちも人間関係の形成であるとか、そういうことはとても大切なんだなということを感じております。そのまま例えば中学校に進学するにあたって、どのような感じで人格形成ということに影響があるのかなというところについて、これから考えていきたいと思っております。

○中村委員長 今日は自由討議で発散的でございますので、時間をかけることはもっと必要でしょうけれど、時間で切っていきたいと思えます。

本日出たことについて、議論する視点という方向性は出てきたと思えます。我々は純粋に教育委員会として教育の面から、特に子どもが自立して、将来、社会でどう幸せをつかむかという点で議論しなければいけないのではないのでしょうか。ですから他の要因もあると思えます。財政的な面とか地域の皆さんの問題とかありますけれど、教育委員会として純粋な教育理念としてやっていかなければいけないのではないかという方針は見えてきましたが、今日、各委員から述べていただきました感想を今後の協議に活かしていきたいということを確認いたしまして、今日の自由協議を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 では、方向性を認めていただいたということで、協議(2)学校規模適正化について(自由協議)は時間でございますので終了したいと思います。

---

## ◎報 告

### (1) 9月議会報告について

○中村委員長 続きまして報告に入っていきます。

報告(1)9月議会報告について、事務局よりお願いいたします。

近藤教育部長、お願いいたします。

○近藤教育部長 それでは、9月議会の報告を簡単にさせていただきます。

詳細につきましては、お手元に配付させていただきました概要版があると思えますので、後ほどそれをご覧いただきたいと思えます。

9月議会は、立川市長選挙後の初めての議会でございますので、9月16日から10月21日と大変長い議会となりました。

市長の所信表明受けての質問では、教育関係、市長の13の公約の中に小中学生の学力増進、特別支援教育の充実がございますので、その具体的な中身についての質問が所信表明の質問の中ではございました。

また、一般質問におきましては、やはり3・11の大震災を受けまして、防災に関しての学

校を中心とした拠点の質問だとか、放射能に関する学校給食の食材の質問等、多くの議員から大震災に関しての様々な質問があったところでございます。

また、補正予算につきましては、教育関係といたしまして、高松会館と羽衣中央会館の空調工事、そして第三小学校の芝生化の設計委託料など、6件について補正予算、お認めいただいたところでございます。

文教委員会に関しましては、4課から10件の報告をさせていただき、所管の質問につきましては4人の委員の方から行われました。特に台風15号に関する質問が2人の委員の方からございまして、台風15号が9月21日に関東地方を直撃することが予想されたために、前日の午後5時30分に教育委員会として、翌日は午前授業として、給食を食べて速やかに下校させる、そういう方針を前日に教育委員会が決定したところでございます。その決定を受けまして、各学校に連絡をさせたという適切な対応が、今回、NHKなどでも取り上げられまして、今回の決定につきましては速やかで大変良かったのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、ある委員の方から、ある小学校で午前授業にしたにもかかわらず、午後から保護者会を実施していたけれども、それはおかしいのではないかと、そういう質問が1人の委員からございました。その質問の内容につきましては、教育長はじめ教育委員会として部課長誰も知らない内容でございましたので、教育長はその場で、保護者会を開催した学校があったとは信じられない。至急、調査をして、事実であればきちんと指導していきたいという答弁をしたところでございます。

その後調査した結果、保護者会の件は事実と分かりまして、実施をいたしました校長には、臨時休業というものは一切の教育活動を想定して指示するものでございますので、その重みをしっかり理解して今後は対応してくれというような指導をしたところでございます。

最終日の10月21日には、追加送付をさせていただきました教育委員の選任についての議案をお認めいただき、本日を迎えているところでございます。

以上簡単ですが、議会報告とさせていただきます。

○中村委員長 ありがとうございます。感想、質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 では、詳細は資料を見ていただきまして、何かありましたら事務局に質問いただきたいと思いますが、特に防災に関して、安全についての配慮は、ある学校に対して質問があったということでございますが、今後はこういう事態が発生しないように、きちんと指導の徹底をよろしくこの場でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

---

## ◎報 告

### (2) 三学期制試行について

○中村委員長 続きまして報告(2)三学期制試行について、事務局より報告をお願いいたします。並木指導課長、お願いいたします。

○並木指導課長 それでは、このたび中学校校長会から、学期制の在り方 - 三学期制試行に関する報告書 - の提出がございましたので、そのことのご報告をいたします。

これまで市の中学校の校長会では、校長会で取り組む研究として、学期制の在り方を継続して取り上げてきたところでございます。平成 21 年度には市の教育委員会の研究委託として学期制の在り方、新しい形の三学期制をテーマに取り上げ、平成 22 年 3 月に報告書を提出した経緯がございます。

今回の報告は、来年の中学校での新しい学習指導要領の完全実施を控えました移行期間中の取り組みといたしまして、市内 9 校の中学校の内、第三中学校、第六中学校、第七中学校及び第八中学校の 4 校が平成 23 年度に試行として三学期制による教育課程を構成し取り組んでいる研究の中間の報告でございます。

学期制の在り方については昨年度も教育委員会でも協議をいただいたところであり、今年度は新しい学習指導要領が完全実施となった小学校においては、上砂川小学校が二学期制から三学期制に移行を図っています。昨年の教育委員会でご協議をいただいた際には、研究においても、生徒の学びにとってより適切な教育課程の在り方を探るという方向性をつくることをお話いただきましたので、この方向を踏まえながら中学校でも研究を進めるよう伝えた中で取り組みでございます。

報告においては、二学期制実施によるこれまでも確認された効果 5 点と課題についても 5 点指摘しております。また、中学校ですので高校入試等との関連や評価に関する問題点も指摘しております。また、121 名の保護者の方を対象に調査した声の掲載もでございます。今回のこの資料は、次回の教育委員会での協議資料としてお使いいただくものとして、提出がありましたことのご報告をいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。今報告がございましたが、平成 22 年第 12 回定例会で協議、第 23 回定例会でも協議して、校長会で試行していただくということを認めていただいたその試行の中間報告ということでございまして、今日はこの報告を受けて、第 21 回定例会で協議していくための資料提供の説明ということでよろしいと思いますが、質問とか補足説明ありますか、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 では報告を終了いたしますが、皆さんこの報告書をご覧いただきまして、第 21 回の三学期制の協議で皆さんからいろいろなご意見を頂戴いたしたいと思いますので、本日はこれで報告 (2) 三学期制試行について、を終了したいと思います。

---

## ◎報 告

### (3) 平成 23 年度教育委員会事業後援 (上期) の概要報告について

○中村委員長 報告 (3) 平成 23 年度教育委員会事業後援 (上期) の概要報告について、事務局よりお願いしたいと思います。早川生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○早川生涯学習推進センター長 お手元の資料をご覧ください。平成 23 年度、上半期の教育委

員会が事業後援を行った概要でございます。

新しく教育委員になられた方もいらっしゃいますので、仕組みといたしましては、各種団体が講演会や様々な事業を展開する場合、教育委員会に後援の申請依頼がございます。その際に立川市は社会教育委員の会議に諮って、あるいは継続しているもの等について、実績があるところについては承認という形になりますが、社会教育委員の会議の中で教育委員会の事業後援の可否を決定、事業内容について精査いたしまして決定しているものでございます。いろいろと事業によって教育委員会後援とか、立川市後援とかという類の一つで、教育委員会が後援している事業についてのご報告となります。

それでは、平成23年度上期でございます。4月1日から9月30日までの概要について、ご報告を申し上げます。お手元の資料の上から順に読ませていただきます。

申請件数は50件ございました。申請件数の実績の有無ですが、過去に申請があった件数は34件、新たに事業後援申請があったものは16件でございます。申請の承認の可否についてですが、50件すべて承認させていただいたところでございます。

申請事業の事業分野でございますが、大きくは文化で19件、青少年の健全育成が15件、3番目に社会教育という順番での分野別件数がございます。

次に、申請事業の対象者でございます。この事業はどういう方を対象にしているかという事業の内容でございます。一番多くが一般市民の方を対象が28件、続いて子どもを対象としたものが10件、以下、表のとおりでございます。

次に、申請団体種別として、後援申請をした申請団体でございますが、大きくは社会教育関係団体が13件、公益的団体が12件、以下その他という順番で、50件となっております。

お手元の資料の2枚目には、平成19年度から平成23年度の上期を取り上げましてグラフにしたところでございます。

それからもう一つの添付資料にございます横長のものもございますが、今申しあげました50件の具体的な団体名、事業名、どういう分野のものであって対象者はどなたか、事業開始日、事業終了日、実施場所を一覧表にしたものでございます。

過去5年間では、平成23年4月1日から9月30日までで50件に到達したのは今年度が初めてであります。評価としては、文化的活動が少しずつ向上しているというような評価をさせていただいたところでございます。

報告は以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 では、報告(3)平成23年度教育委員会事業後援(上期)の概要報告について、を終了いたします。

○中村委員長 その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○中村委員長 次回、平成23年第21回立川市教育委員会定例会は、平成23年11月10日、木曜日、13時30分より210会議室で開催いたします。今日の三学期制の資料はお持ちいただきたいと思います。

それでは、平成23年第20回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時38分閉会

署名委員

.....

委員長